

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 池亀 寛

IFRSをめぐる動向 第127回 顧客への子会社の売却

(36頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBで検討されたIFRS基準の狭い範囲の修正の可能性について議論された、顧客への子会社の売却について説明します。IASBは、不動産を保有する子会社の顧客への売却のいくつかの類型に、IFRS第10号「連結財務諸表」ではなくIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用することを企業に要求するか否かについて、最終的にIASBの作業計画に追加しないことを決定しました。

以下では、IASB会議とIFRS解釈指針委員会の会議においてこれまで行われた議論の概要についてご紹介します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 「顧客への子会社の売却」に関する議論の背景

IFRS解釈指針委員会（IFRS IC）は、企業が通常の活動の一部として、子会社に対する資本持分を売却することによって不動産を販売するという顧客との契約を締結する取引の会計処理に際して、子会社に対する資本持分の売却としてIFRS第10号を適用するのか、あるいは不動産を販売するという顧客との契約としてIFRS第15号を適用するのかという質問に関する要望書を受領しました。これについて、2019年6月にIFRS ICで議論されましたが、既存の基準の解釈指針の議論ではないためアジェンダ決定は行わず、その後は基準設定の議論として、2020年6月のIASB会議において議論されました。

要望書で示された事案は次のとおりです。

⇒ 企業は、通常の活動の一部として不動産を建設し販売する（建物の建設前、建設中または建設後に不動産を売却する契約を締結する）。

⇒ 企業は、土地の取得後、顧客との売買契約の締結前に、個々の不動産を保有するための会社を設立する。設立時点で、当該会社は、IFRS 第 10 号に定義される子会社であると結論づけられている。当該子会社は 1 つの資産（不動産）とそれに関連する税金資産または税金負債を有している。

⇒ 顧客との取引の結果として不動産に対する支配を喪失するまでは、企業は IFRS 第 10 号を適用し当該子会社を連結していた。

⇒ 不動産を顧客に販売する際、企業は不動産の持分の全て（100%）を顧客に譲渡する。すなわち、企業は法的に株式を売却するが、不動産を売却するわけではない。取引の結果、企業は不動産に対する支配を失う。

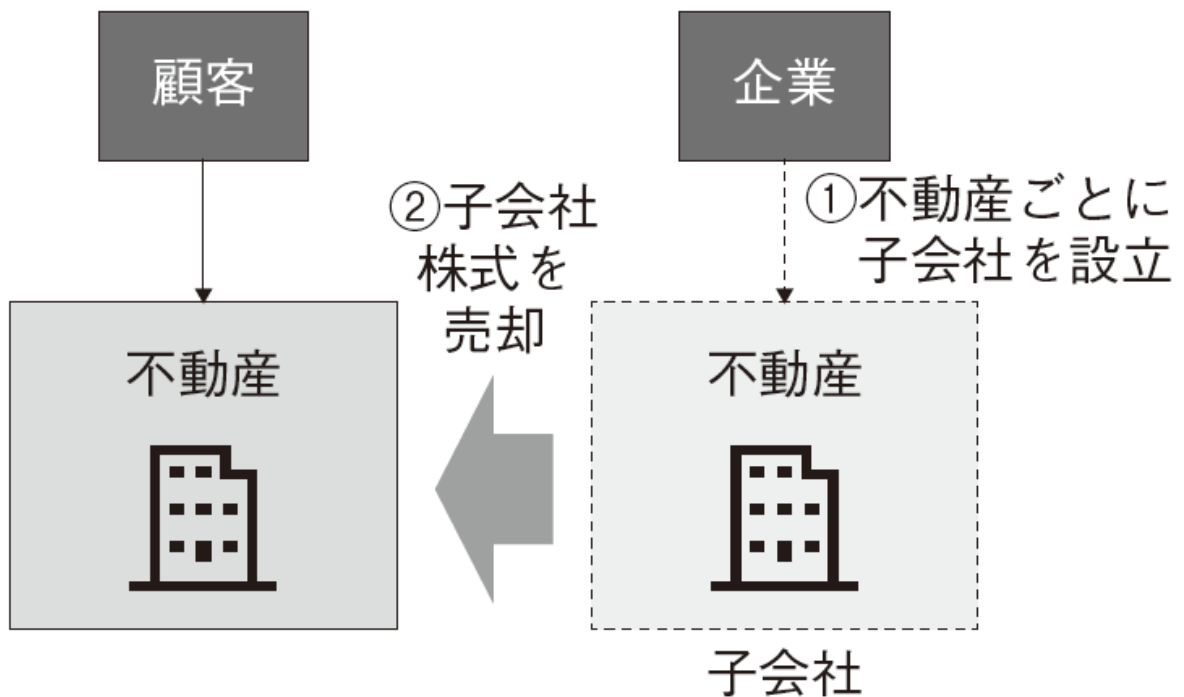
これらを前提に要望書に記載された質問は次のとおりです。

A) 記載された取引は、IFRS 第 10 号、または、IFRS 第 15 号のどちらの範囲内となるのか。

B) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」が適用される場合、企業はその結果生じる損益を総額または純額のどちらで表示するか。

C) IFRS 第 15 号が適用される場合、単一の資産（不動産）およびそれに関連する税金資産または税金負債を有する子会社が、これに加えて他の資産または負債（例えば、金融負債）を有している場合にも、引き続き IFRS 第 15 号が適用されるか。

【図表 1】 要望書に示された子会社売却のイメージ



3. IASB 等において行われた分析等

(1) アウトリーチの実施

IFRS IC は、会計基準設定主体国際フォーラム（International Forum of Accounting Standard Setters）のメンバー、証券監督当局および大手会計事務所に対して提出された論点についての各国の会計実務に関する照会（アウトリーチ）により、以下の内容について調査を実施しました。

- ⇒ 提出された要望書に記載された事案は一般的に存在するか。
- ⇒ 企業は、当該事案に示された不動産の売却の会計処理において、通常、IFRS 第 10 号、または IFRS 第 15 号のどちらを適用しているか。
- ⇒ 当該事案の派生形は一般的か否か、特に企業が不動産を保有する子会社の株式の一部（100%未満）を処分すること、あるいは保有不動産以外に資産や負債が含まれることは一般的か。

アウトリーチの結果、IFRS IC で得られた回答は概ね次のようなものでした。

⇒ ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、シンガポール、英国では、事案は一般的である。

⇒ オーストラリア、ベルギー、カナダ、香港、イスラエル、日本、オランダ、ポーランド、南アフリカでは、事案は観察されるものの、一般的ではない。

⇒ 事案は、不動産以外の資産や特定の産業（例えば、再生可能エネルギープラントの建設、土地開発、採掘産業等）では一般的との意見がある。

⇒ 不動産に関連するもの以外の追加的な資産や負債が含まれる事案は、一般的ではない。

また会計処理に関する回答は概ね次のようなものでした。

⇒ 実務では、IFRS 第 10 号または IFRS 第 15 号を適用している場合がある。

⇒ 典型的に、IFRS 第 15 号を適用している場合は、取引が企業の通常の活動の一部である場合であり、当該不動産は IFRS 第 3 号「企業結合」に定義されている事業には該当しない場合である可能性がある。

⇒ 実体的には企業は株式ではなく不動産を売却しており、損益の純額表示では企業の活動を忠実に表していない。

⇒ 法律、税務あるいはリスク等の観点から別個の事業体を用いて売却したものであり、不動産自体の売却とは異なるため、収益認識に影響させるべきではない。

(2) IASB スタッフによる IFRS 基準における既存の要求事項に基づく整理

(a) 質問 A に関する整理

IFRS 第 15 号第 5 項 (c) では、適用範囲が定義されており、下記のもの除外されています。

⇒ IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、IAS 第 27 号「個別財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の範囲に含まれる金融商品及び他の契約上の権利又は義務

提出された事案において、不動産ごとに設立された会社は IFRS 第 10 号に定義される子会社に該当するものとされています。したがって、企業は、不動産を有する当該会社の支配

を取得した日から支配を喪失する日までの間、その持分を会計処理するにあたり IFRS 第 10 号を適用することになります。また、IFRS 第 15 号第 5 項(c)では、子会社の支配を喪失した場合（すなわち、IFRS 第 10 号が適用される場合）には IFRS 第 15 号が適用されないことが明記されているため、IFRS 第 10 号の会計処理に関する要求事項が適用されると分析されています。

(b) 質問Bに関する整理

提出された事案において、IFRS 第 10 号が適用される場合、IFRS 第 10 号第 25 項 (c) では、子会社の支配喪失について純損益を認識することが要求されており、総額か純額かには触れていません。一方、同適用指針において、B98 項 (a) 及び (b) は、財政状態計算書において、当該取引により受領した対価の認識ならびに子会社の資産および負債の認識の中止を要求し、B98 項 (d) は、損益計算書において、支配喪失による処分損益を利得または損失として認識することを要求しています。そのため、要望書に記載された取引について IFRS 第 10 号が適用される場合、企業は、子会社の支配の喪失に関連する損益を損益計算書において純額で表示することになります。

(c) 質問Cに関する整理

質問Cは要望書に記載された取引に IFRS 第 15 号が適用される場合の検討事項ですが、上述の (a) に記載したように当該取引は IFRS 第 15 号の適用範囲ではないと整理されたため、これ以上検討されませんでした。

(d) IASB 会議における懸念

IFRS IC においては、既存の基準の解釈指針の議論ではないためアジェンダ決定は行われず、その後は基準設定の議論として IASB において検討が継続されました。IASB 会議の中では、企業が要望書に記載された取引の会計処理において IFRS 第 10 号を適用することを支持する意見が多かったのですが、当該基準を適用した場合、単一の資産を保有する事業体の処分から生じる損益を純額で表示するかという点について、以下のような懸念が残りました。

⇒ 当該取引は企業の通常の活動の一部であるため、単一の資産を保有する事業体の処分から生じる損益を純額で表示することは、取引の実体を忠実に表現することにならない。

⇒ 不動産を保有する事業体は、税務等の観点からは企業としての実体がないとまでは言えず、事業上の理由から会社構造の中で不動産を売却することは取引の性質や実体を変え

る可能性はあるものの、取引の法的形態と実体の差異によって、企業の通常の販売取引に係る収益を認識しないことには疑問が残る。

(3) IASB スタッフによる IFRS 第 15 号を適用する場合の取引特性の検討

IASB スタッフは、企業が（子会社内に存在する資産自体を売却する代わりに）子会社を顧客に売却する場合、通常、IFRS 第 10 号が適用されると考えられるなかで、IFRS 第 15 号を適用することは、IFRS 第 10 号における支配の喪失に関する「例外」に該当すると考えました。そのため例外事項を明確に定義し当該例外の範囲を明確にすることが重要になるとし、以下の 3 つの要件に該当する場合にのみ IFRS 第 15 号を適用とする例外規定を定める修正を行うことを IASB 会議において提案しました。

(a) 企業の通常の活動による製品またはサービスの提供する契約

企業が対価と引き換えに企業の通常の活動による製品またはサービスを提供する契約を顧客と締結し、企業が対象となる棚卸資産またはサービスを他の当事者に直接販売する場合は IFRS 第 15 号の適用範囲に含まれる取引と同等と考えられます。

(b) IAS 第 2 号「棚卸資産」に定義された棚卸資産および IAS 第 12 号「法人所得税」に定義された関連する税金資産または税金負債

収益取引として取扱うためには、子会社には棚卸資産に加え、関連する税金資産または税金負債が計上されている必要があります。しかし、子会社が棚卸資産（および関連する税金資産または税金負債）を超えて資産または負債を保有している場合、IFRS 第 10 号を適用している子会社の処分として取扱うことが適切と考えられます。

(c) 持分の留保

収益取引として取扱うためには、企業が特定の棚卸資産の品目に関わる持分のすべてを売却する取引である必要があります。企業が棚卸資産の何らかの持分を留保することになった場合、当該取引は、IFRS 第 15 号が適用される収益取引とは同等でないと考えられます。例えば、企業が単一項目の棚卸資産を保有する子会社の株式の 70%を売却し、残りの 30%の株式を依然として保有する場合、その取引は棚卸資産の販売に関する収益取引とは異なります。

4. IASB における結論

2020年6月のIASB会議では、不動産を保有する子会社の顧客への売却は、要望書に記載された事案の他に多くの類型が存在する可能性があり、IASBスタッフが提案した3つの特性を有する取引によりIFRS第10号の支配の喪失の例外となる範囲を限定することについて、多くの理事が懸念を表明しました。また、IFRS第10号とIFRS第15号の適用範囲は概念的には区分はできるものの、要望書に示されたような一部の取引を対象にその区分を変更することは解決にはならないという意見や、この問題はIFRS第10号の適用後レビュー（PIR）で取り扱うべきという意見、あるいは逆に、この問題はIFRS第15号においてIFRS第10号が適用される取引を除外することから生じており、IFRS第15号のPIRで取り扱うべきとの意見もありました。さらには、PIRではこの問題には適切に対応できず、IFRS第10号とIFRS第15号の適用範囲の区分を解決するにはより広範囲のプロジェクトが必要であるという意見もありました。

これらの検討を踏まえ、IASBは、不動産を保有する子会社の顧客への売却のいくつかの類型に、IFRS第10号ではなくIFRS第15号を適用することを企業に要求する狭い範囲の修正を行うためのプロジェクトを作業計画に追加しないことを決定しました。